

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和2年9月24日（木） 午前9時30分
2. 場所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・林副委員長・三輪委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員・綾城委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・佐伯書記
8. 協議事項
9月定例会本会議（9月18日）から付託された事件（議案9件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・開会 午前9時30分 閉会 午前10時15分
 - ・審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和2年9月24日

総務民生常任委員長 岩 藤 瞳 子
記録調製者 佐伯加寿馬

— 開会 9:30 —

岩藤委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員6人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため原則、マスク着用としておりますが、発言者の体調に配慮し、発言の際は、マスクを外すことができることといたします。それではこれより、本委員会に付託されました議案9件について、審査を行います。それでは、はじめに、議案第2号「令和2年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第2号国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整であり、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第3号「令和2年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第3号介護保険事業特別会計補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と、過年度分の事業費精算に伴う各種返還金等であり、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第4号「令和2年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第4号後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整であり、特に補足説明はござい

ません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。举手全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんには自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:34 —
— 再開 9:35 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第9号「長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

長尾企画総務部長 おはようございます。当条例の改正にあたっては新型コロナウイルス感染症の患者等の対応に従事する職員の防疫と作業について、感染リスクに加え、著しい困難性や精神的緊張が認められることから、防疫と作業手当の特例として、人事院規則が改正されたことに伴い、本市においても国に準じて同様の業務に従事した職員に対して、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。なお、想定される業務及び職員といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染者等の搬送等に従事した消防職員等が対象になると考えております。以上で補足説明を終わります。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 今長尾部長のほうから緊急に搬送する場合に消防職員というふうな補足説明がありましたが、その2項の「市民等の生活及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業」というのが緊急搬送にあたるということでしょうか。

井関総務課長 三輪委員のおっしゃるとおりでございます。消防職員が今回対象となりうる、想定されるということでございますけれど、陽性者の患者を病院から違う施設に搬送する場合、また、その疑いがある場合には事前に消防職員が患者の聞き取りなどをして、今回のコロナの疑いがあるとされた場合に搬送し、のちに陽性と判断された場合にはこの手当を支給することとしております。

三輪委員 次に、3項にある「新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑

いのある者の身体に接触して、またこれらの者に長時間に渡り接して行う作業、その他市長がこれに準ずると認める作業」というのは、どういった作業のことを言うんでしょうか。

井関総務課長 まず、今回の 2 号の「長時間に渡り」というところでござりますけれど、正式な国の基準というのが明確には定められておりませんけれど、通知によると、1 時間から 2 時間程度というところで通知が来ております。ただ、これは 1 日の通算の期間でございます。1 回が 1 時間、2 時間というわけでなく、1 日のうちに何人かに接触したトータルでの時間数が 1 時間であったり、2 時間の範囲であればこちらの 4,000 円が支給されるということになります。あと、市長が認めるところなんですけれど、まだこれから感染拡大が広がる中で、対応する事象というのも出てくるとは思いますけれど、その都度現場とも協議をしながら判断してまいりたいと考えているところでございます。

三輪委員 それで、消防職員以外はこういうことに、作業にあたるということは考えられないということですか。

井関総務課長 通常特殊勤務手当の特性といたしまして、著しく危険、不快、不健康的勤務であって、給料上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料に考慮することが適当でないと認められる勤務に従事した職員に対して支給されるものでございますけれど・・・すいません、以外の対象ということなんですけれど、施設で、たとえば陽性者の方が窓口に来られて、のちにその方が陽性者と判明した場合に、その施設を消毒する必要が出てきます。そういう場合には一般職の方が施設の消毒作業にあたった場合にはこれに該当すると考えられます。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんには自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:41 —
— 再開 9:42 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願

いします。

光永市民福祉部長 議案第10号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料3ページに改正の趣旨及び内容等を、また改正箇所につきましては4ページに条例の新旧対照表を示しており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

光永市民福祉部長 議案第11号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料5ページに改正の趣旨及び内容を、また改正箇所につきましては6ページに条例の新旧対照表をお示ししております、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。

— 休憩 9:45 —
— 再開 9:45 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第13号「訴えの提起をすることについて」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

長尾企画総務部長 それでは補足説明を行います。本議案の訴えの提起の概要といたしましては、現在、深川湯本地区の星野リゾート界ながとの施設用地として貸し出しています市所有の土地の一部に、大正13年に設定された抵当権が存在することから、これの抹消登記手続きを現在進めているところでございます。しかしながら、抵当権の相続権者の中に高齢等の理由から抵当権抹消登記に係る同意書等の作成が困難な方がおられ、訴訟以外に解決手段が無いため、

やむを得ず抵当権の消滅について訴訟提起するものでございます。以上で補足説明を終わります。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

三輪委員 今、一部高齢のために困難であるとの補足説明がありましたが、被告とされる方が8名いらっしゃいまして、全員住所、所在地が明らかでありまして、その方たちに対して抵当権消滅の請求をされたと思うんですが、この方たち全員が抹消登記手続きの協力を得られないということなんですか。

高橋財政課長 被告となられる9名の方のうち、5名の方は同意書の作成をいただいておりまして受け取っております。ただ4名の方は、高齢によって役所に行けないとか、印鑑証明が取れないとか、そういうような理由によって、その他の方法は無いのかという相談を受けておりまして、弁護士と相談した上で訴訟による解決を選んだところでございます。

岩藤委員長 他にご質疑はありませんか。

林委員 今、高橋財政課長の説明を聞いて、その4名の方の同意を得るのが非常に困難だと。この訴えの提起と言うか、裁判に訴えていくということなんですけれども、実際この4名の方がその同意を得られないというのは、ただそれだけの理由なんですか。得られないというのは、具体的に何故同意が得られないのか。

高橋財政課長 お答え申し上げます。よく相続などに至ってる場合に、抵当権の抹消とかになりますと、反対をしていて同意を得られないという場合がございますけれども、本件に関しましては同意をしないということではなくて、先ほど申ししたように手続きに行きたくないという、役所まで行けないとか、それとか「もうどうでもいいから好きにしてくれ」とか、ちょっと言い方が悪いですけど、そういういったようなところがございます。

林委員 そういう方に対して、行政側としての丁寧な説明というのは絶対要りますよ、絶対に。これはどうやってやるんですか。

高橋財政課長 この件につきましては、昨年度から接触をしておりまして説明を何度もしております。今年に入ってからも担当が訪問して、同意をしていただくようご説明しておりますけれども、やはり高齢で手続きをしたくないというような、役所まで行けないというような理由を申されております。やはり裁判、訴訟に提起するということになりますと、やはりどうしても負のイメージがございますので、その点につきましては事前にこういった解決方法しか無いがということで文書をお送りして、丁寧な説明を今後も努めていきたいと考えております。

林委員 抹消登記手続請求についての、今後のちょっとプロセスをお尋ねいた

します。

高橋財政課長 お答え申し上げます。相続権者 9 名全員が被告になります。議決をいただいた後に訴状を裁判所に提出いたします。裁判所が判決により抵当権設定登記の時効消滅を判断されます。認められた後に判決書をもって市が法務局にて抵当権の抹消手続きを行うことになります。

岩藤委員長 他に、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 15 号「七重辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 補足説明は特にございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 七重辺地に係る総合整備計画の変更ということですが、具体的な内容をお伺いいたします。

堀企画総務部政策調整監 本計画につきましては、平成 25 年から 29 年度の 1 回目の総合整備計画書に引き続き、平成 29 年度に 30 年度から令和 2 年度の 3 年間の計画ということで、七重辺地の地域における市道八幡線改良について計画をさせていただいたものです。これについては、計画最終年度となる本年度に事業費が確定したことから事業費の変更を行うところでございます。事業費といたしましては、1 億 2,847 万 7,000 円、この財源内訳としては国の補助金である社会資本整備総合交付金が 5,327 万 9,000 円、さらに一般財源について辺地対策事業債を充てさせていただいているものでございます。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないでの、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんには自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:54 —
— 再開 9:55 —

岩藤委員長 最後に、議案第18号「長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第18号の条例制定につきましては、市長が提案説明されており、また別添の追加議案参考資料1ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししているとおりであり、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 議案第18号の第4条第3項のところに、市は、感染症の患者等の相談に応じると、そのための窓口を設置するものとありますが、この窓口は何課が担当するのでしょうか。

南野市民活動推進課長 人権に関することであれば、市民活動推進課内に設置しております人権推進室で対応することとしております。庁舎受付カウンターや市民相談窓口に案内看板を設置することに加え、相談体制の強化を図るために課内での兼務を発令し、相談対応者を増員することとしております。

中平委員 続きまして、この条例の周知、告知はどのようにされますか。

南野市民活動推進課長 教育活動としましては人権教育や学級活動の際に差別偏見などの防止についての指導や新型コロナウイルス感染症を正しく理解するための保健指導、加えて人権教育セミナーや人権フェスティバル等に広く市民に啓発を行ってまいります。また、広報活動としましては、広報での条例周知、これは11月号広報でございます。それからホームページ、これについては、議決後早急にいたします。それからケーブルテレビにおいて、市長に出演していただいてメッセージを発信していただきます。市民、事業者向けにはリーフレットやパンフレットの送付により啓発に努めることとしております。

林委員 条例制定議案なので基本的な疑義というか、まずですね、この4条の規定ですよ、市の責務。それと、5条の市民の責務、6条の事業者の責務というのが謳われておりますけれども、市の責務は努力規定、5条と6条は義務規定になっていますね、条文からすると。これは逆じゃないですか、これ。というような考え方も一方ではあるのだけれども、一番肝心な市の責務が「努めるものとする」と。ところが、市民の責務と事業者の責務は「しなければならない」という、この条文の違いというかね。これはなぜこういうふうな体系になっているのか、そのあたりの説明をお願いします。

光永市民福祉部長 今、林委員のほうから市民の責務と事業者の責務が義務規定とおっしゃいましたが、うちのほうのこの条文の制定のしかたからすると、配慮ということで促す形で制定したものでございます。市の責務のほうも、確かに「努めるものとする」という、第4条の第1項及び第2項はなっておりま

すが、こちらのほうにつきましても義務ではなく努めるものとすると書いておりますが、実際には市の中でやることですので、これは進めてやるという気持ちで作っております。基本的にこの条例自体は、義務を課すものではなく、理念条例として制定させていただいたということで判断して作ったものでございます。

林委員 確かに罰則規定もありませんから、当然その前文にもあるように理念条例です。だからこそ、さっき言った4条と5条、6条の条文の関係性というものが、ちょっと疑義が生じたわけです。わかりますか、言っている意味が。「しなければならない」「努めるものとする」のこの大きな違いというかね、法規なのでそのあたりの解釈が、こういう解釈もできますよということで、今お尋ねしているんですけど。別に、だからおかしいって言ってわけじゃないですよ。そこの整合性がどうなのだろうかというところにちょっと疑義が生じたので、今の部長の答弁でいくと理念条例だから呼びかけるというかね、そういうニュアンスも含んでいますよということで、市の責務である「努めるものとする」というのも、これは努力規定ではなくて、やはりこれに対しては責任持つてやっていくんだという思いがこの条例に込められているというふうな今説明がありましたよね。それで、今確かにコロナ禍の中で全国的にこれを作るところは増えていますよ。実際。ちょっといろいろ調べてみましたけど、こういう条例を作るところというのは、基本的にたとえば人権宣言をやっているまちとかね、あるいは人権に関する何らかの条例があつたりするところが作っているんですけど、うちいきなりコロナでポンとこの人権の擁護をするような条例が出てくるというのが、ちょっと一瞬、本市のこれまでの取り組みの姿勢からして、何か唐突感というか、体系的にこうなってきたからこれがいるんだというような、起承転結なプロセスが不透明なところが非常にあって、ちょっとそこがどうなのかなと思う、疑義があるんですけど、そのあたりどういうふうにお考えでしょうか。

光永市民福祉部長 まずこの制定に至った経緯を申し上げますと、まだこの感染症に関するものに対する不当な取り扱い、このあたりは全国的に問題になっているということは議員皆さんもご承知のとおりでございます。本市におきましても、残念ながらこの新型コロナウイルス感染症に関連した職業に従事される方や、その家族等の誤解や偏見が一部表面化しております。市長のメッセージとして、これまで伝えていたところではございますが、その思いをより明確にするため、まだ患者が発生していない今だからこそ、この新型コロナウイルスの感染症の人権侵害について市としてしっかりと姿勢を見せていくたいと。確かに人権条例に関すること、更にはコロナに特化して市がいきなり出てきたというところはあるとは思いますが、県において人権の関係でうたって

いる指針もございます。ただ、その中にコロナについて特化した形で出ているというところもございませんので、うちとしてはその部分をカバーするというか、前面に出してその人権を訴えていきたいということで、この条例を制定したところでございます。

林委員 もう1点基本的な認識なんですけれども、確かに立法事実というかね、条例制定の背景は今これまでの議案の説明資料であるとか、市長の説明、部長の説明で分かります。背景にあるものが何であるのか。この条例を、理念条例のところで条例を制定しなければ人権が擁護できないのか、逆に今までのコロナ禍が昨年12月に中国で発生して、クルーズ船を介して、また空路から蔓延が広がるという状況の中で、啓発というか、啓発をどんどん強めていくというか、条例を制定しなければいけなかったというのが、つまり今までの啓発が弱すぎると。周知が。条例をもって、理念条例であるけども、法規によって強制力がある程度担保するというか、そのへんの今までの、こういうコロナに関する人権擁護に関して、どんな啓発とか、どんな周知をされていて、それでも足りないからこれだというような何か客観的な事実というのはあるんですか。

光永市民福祉部長 これまでこの人権に関する風評被害に関することは、6月議会で田村議員のご質問の中でも市長が答弁しておりますし、これまで対外的にも様々な場面で発信のほうをしてきております。それで十分でなかったからこれを制定するというよりも、今回この条例、確かに条例というのは市の法律でございます。しっかりと市としてこれに対してしっかり立ち向かっていきたいという意思をここで再度表したいという気持ちを持って今回条例を制定したものでございます。

林委員 それと、じゃあ今まで人権に関する問題で、今回の9月定例で上程されていました16号議案の人権擁護委員の推薦というのがありましたけれどもね、今人権相談とか人権擁護委員とかの絡みというか、関係性というのはどうなるんですか。

大迫市民活動推進課長補佐 人権擁護委員さんと市との絡みということにはなりますけども、人権擁護委員さんそのものについては議会の同意を得て、法務局で推薦して法務省のほうで選任されるということになっております。人権擁護委員さんの職務としても人権擁護、人権侵害事件等々取り扱っていただくようになりますけれども、この条例を踏まえてそれぞれコロナというキーワードを元に連携させていただきながら、人権擁護に向けた取り組みを強化させていただければなというふうには考えております。

林委員 立法の趣旨は十分私理解しているつもりです。ただ、先ほど南野課長がおっしゃったように、教育現場との云々とおっしゃいましたけど、確かに自治立法権というのは法律の範囲内で条例を制定できますので、この上位法とい

うのはいったい何なのかということですよね。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律とかもありますし、人権三法という、たとえば部落差別であるとか、ヘイトスピーチ、それから障害者、こういう法律がすでにある。もっと言えば憲法があり、もっと言えば世界人権宣言とか国際人権規約というのがあって、それに基づいて体系的に法律が整備されて、市町の条例がうたわれていくという流れだと思うんですよね。実際。本市の総合計画にも人権に関することがうたわれていますし、男女共同推進計画の中にもジェンダーの立場から人権擁護に関することもうたわれています。見ると。こうした体系のもとから派生した一つとして私たちはこれを理解して良いのかどうか、その点を聞いて質疑を終わります。

光永市民福祉部長 確かに今林委員のおっしゃったとおり、男女共同参画等の条例の一部にそういう人権に関するここと等うたわれているものもございます。今回のこの部分についてはそういう体系的な部分というよりも、現在のコロナ禍において風評被害が全国規模で問題になっているし、市においても決して対岸の火事ではないと。うちのほうにも事実発生してきているところもあるし、今後もし罹患者、感染者が発生した場合にどういう状況になるか現在分からない状況では確かにございます。だからこそ、市としてこの部分をはっきりと絶対にそういう風評被害があつてはならないというスタンスを、この理念条例で制定したいという気持ちから単独で考え制定したものでございます。

林委員 今の部長の答弁は、ちょっと私補強させてもらうとね、その中の一部として見なきやいけないんですよ。人権ということに関して。コロナじゃないんですよ、これは。コロナは事象であって、大事なのは人権なんです。だから、体系の中でここに位置付けないと整合性が取れなくなるんじゃないかと私は思ったから今言つたんですよ。大事なことは人権を擁護するということだから。コロナというのは、それに起因してできるけれども、派生していろんなことが出てくるわけですよ。差別とか。よく言うじゃないですか。無知は偏見を生むんですよ。偏見は差別を生むということがあるんですね。だから、正しい啓発をしっかりと行いながら、そしてコロナに関しては正しく恐れるということが一番大事なんです。だから、そういうところの体系の中での人権というのをやっぱり尊重して、この条例を、理念条例ではあるけれども、しっかりと実践の中で試されていくであろうし、行政はもちろん私たち市民も事業者もやはりこの条例に基づいてこれからいろんな取り組みが行われていくでしょうけれども、その中で一つの人権というのをキーワードにして、この条例を活かしていくかないと、なんかパフォーマンスでやっているじゃないかという声も一部にはあったんですよ。実際。県内初めてとかってニュースでもやっていましたけど、それじゃないんですよ、本当は。だからそういうところをしっかりと部長としても認

識を新たにしてやっていただきたいということで質疑をさせていただきました。

光永市民福祉部長 大変失礼いたしました。単独という言い方が非常に誤った表現で申し訳ございません。これ、コロナ禍の中で補完するという意味での制定であるということで、言葉のほうを訂正させていただければと思います。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。举手全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10：15 —